

平成 21 年 4 月 28 日

迅速化を促進する上で支障とならない確認内容および手続きの確保について

産業界委員 中 博一

「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」においては、わが国 ODA の担い手の一員である民間企業の立場から、迅速化の重要性について発言し、2008 年 12 月 22 日発表の「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」中間報告の「2. ガイドライン改定に当たっての基本的な考え方」において、その主張を取り上げていただいたことを感謝するとともに、一定のご理解をいただいていると了解している。

現在、有識者委員会では、新ガイドラインの素案の検討が始められており、下記のとおりここに改めて迅速化のポイントを整理するので、迅速化が、環境社会配慮の基本方針として今後の新ガイドラインの素案に反映されるよう配慮願いたい。

記

1. わが国産業界は、内外における環境社会などの諸問題に積極的に取り組んでおり、海外における事業活動においては相手先国において適切な環境配慮がなされるように、最大限の努力を払い、地球環境の健全な維持と経済成長の調和を目指す「持続可能な発展」の実現に向けて貢献している。
2. 一方、民間企業にとっては、時間軸が重要な要素の1つであり、海外で開発事業を遂行するにあたり、数ヵ月単位の時間の経過があれば、その間に当該国の政治的・社会的状況の変化を始め、昨今では急激な物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化というリスクにさらされることになる他、開発事業における国際競争で遅れをとることになる。
3. そのような中、わが国政府は、途上国における開発事業の効果発現を促進し、わが国の開発援助の戦略的な有用性を一層高める観点から、円借款業務の迅速化は有益であるとし、2007年6月18日、わが国として円借款プロセスの各段階の期間短縮に努めると発表している。具体的には、案件形成段階、要請から供与段階、事業実施段階の3つに分け、期間を短縮することなどの方針を打ち出している。産業界としては、従来から迅速な援助の重要性について指摘をしてきており、このことを高く評価しているが、同時にさらなる迅速化を望むものである。
4. 官におかれては、時間軸に対する認識を深めていただいているが、企業の投資に合致した案件採択、推進体制の整備を進め、2007年6月に公表された「円借款の迅速化」の諸施策を現場レベルまで落とし込んで着実に実行することが必要である。新 JICA 発足による 3 スキーム統合で、迅速化の効果がさらに発揮されると期待されている中、新環境社会配慮ガイドライン策定にあたっては、前述の円借款の迅速化を踏まえ、さらなる迅速化を促進する上で支障とならない確認内容および手続きを確保する必要があると考える。

5. 翻って、わが国は従来から開発における発展途上国の自助努力すなわち途上国が第一義的な責任と役割を担って主体的に自国の開発課題に取り組むことを支援してきたが、環境社会配慮に関しても、同様に自助努力を重視すべきであろう。

環境社会配慮は、プロジェクト実施主体等が当該国の法令にしたがって実施し、新 JICA は二国間援助機関として、その実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体等が主体的に環境社会配慮を行うことを促し、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重すべきであり、わが国は、環境社会に対する配慮を十分に行い、円借款等の迅速化により、わが国の開発援助の有用性を高めていくべきである。

以 上